

Title	地域科学技術イノベーション・システムの変遷と今後の展望
Author(s)	岡本, 信司
Citation	年次学術大会講演要旨集, 30: 1-4
Issue Date	2015-10-10
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/13213
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

地域科学技術イノベーション・システムの変遷と今後の展望

○岡本信司（文部科学省）

1. はじめに

科学技術基本法制定以前から地域科学技術振興として発展した地域科学技術イノベーション・システムについては、科学技術基本計画をはじめ科学技術イノベーション総合戦略等に基づき総合的に関連施策が展開されてきた。

本研究では、地域科学技術イノベーション・システムについて、これまでの科学技術基本計画、科学技術イノベーション総合戦略等における変遷を分析することにより、現在策定中の第5期科学技術基本計画に向けた課題と今後の展望について考察する。

関連する先行研究としては、岡本による科学技術基本計画策定に向けた地域科学技術政策の変遷と課題の分析等[1]~[3]、姜らによる地域科学技術政策の展開における欧米との対比検討[4]、遠藤らによる社会経済ニーズとの対応等の視点からの地域科学技術政策の変遷のとりまとめ[5]等がある。

2. 地域科学技術イノベーション・システムの変遷

2. 1 科学技術基本法制定以前及び第1~3期科学技術基本計画における変遷

科学技術基本法制定(1995年)以前の関連施策は、研究開発機能等の集積拠点としてのサイエンスパーク形成を目的とした筑波研究学園都市(関連法1970年)や地方圏でのハイテク製造業の立地促進を目的としたテクノポリス(技術集積都市)構想実現に向けた地域試験研究所、民間企業等が一体となって研究開発に取り組む重要地域技術研究開発制度(1982年度~)、国立大学と企業等との共同研究開発制度(1983年度~)、国立大学共同研究センター整備(1987年度~)、地域の研究情報ネットワークの整備による研究交流等を推進する地域研究交流促進事業(1988年度~)、国立大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー整備(1995年度~)等である。

科学技術基本法施行(1995年11月)後の第1期科学技術基本計画(1996年7月閣議決定、対象期間:1996~2000年度)においては「地域における

科学技術の振興」として、①地域の研究開発水準の高度化等に資する科学技術関連施設の整備に対する支援の拡充、②地域のニーズ等に対応した産学官連携・交流促進のためのコーディネート活動の強化、③公設試験研究機関の研究開発・技術支援、連携構築の支援、公立大学の支援の推進、④政府関連の研究開発機能の地域展開が掲げられた。

この基本計画に基づき、地域研究開発促進拠点事業(1996年度~)、地域結集型共同研究事業(1997年度~)、新規産業創造技術開発支援制度(1996年度~)、地域コンソーシアム研究開発制度(1997年度~)等が創設された。

第2期科学技術基本計画(2001年3月閣議決定、対象期間:2001~2005年度)においては「地域における科学技術振興のための環境整備」として、「地域における知的クラスターの形成」及び「地域における科学技術施策の円滑な展開」で構成されており、「知的クラスター」は「地域のイニシアティブの下で、地域において独自の研究開発テーマとポテンシャルを有する公的研究機関等を核とし、地域内外から企業等も参画して構成される技術革新システム」として定義づけられた。

これにより地域再生・産業集積計画(産業クラスター計画)(2001年度~)、知的クラスター創成事業及び都市エリア産学官連携促進事業(2002年度~)、国立大学インキュベーション施設整備(2001年度~)が開始されるとともに2004年度から国立大学等が法人化され産学官連携活動が一層強化された。

第3期科学技術基本計画(2006年3月閣議決定、対象期間:2006~2010年度)においては「地域イノベーション・システムの構築と活力ある地域づくり」として、「地域クラスターの形成」及び「地域における科学技術施策の円滑な推進」で構成され、「知的クラスター」、「産業クラスター」を含む地域クラスターの形成等による地域イノベーション・システムの構築等が掲げられた。

施策としては、知的クラスター創成事業及び都市

エリア産学官連携促進事業（継続）、地域の知の拠点再生プログラム（2006年度～）、地域イノベーション創出総合支援事業（2006年度～）、先端融合領域イノベーション創出拠点事業（2006年度～）、産業クラスター計画の一環として地域資源活用型研究開発事業（2007年度～）、地域イノベーション協創プログラム（2008年度～）等が開始された。

2. 2 民主党政権による政策変更と第4期科学技術基本計画

2009年9月に民主党政権が発足、2009年度第1次補正予算大幅見直し、行政刷新会議（2009年閣議決定）事業仕分け（2009年11月～）による地域科学技術振興・産学官連携関連事業「廃止」評価結果に伴う関連施策の廃止・縮小等で、知的クラスター創成事業等のイノベーション・システム整備事業への一本化等地域科学技術イノベーション・システム関連施策については大幅な変更・縮小がなされた。

民主党政権が2010年6月に閣議決定した「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」に基づく地域イノベーション施策として、2011年度から文部科学省・経済産業省・農林水産省が地域イノベーション戦略推進地域を選定、この推進地域の中から文部科学省は地域イノベーション戦略支援プログラム対象地域を選定した。

東日本大震災発生（2011年3月）に伴い再検討された第4期科学技術基本計画（2011年8月閣議決定、対象期間：2011～2015年度）においては「科学技術イノベーション政策」を強力に推進するとの基本認識の下、Ⅱ.将来にわたる持続的な成長と社会の実現 5.システム改革(2)科学技術イノベーションに関する新たなシステムの構築の中で「③地域イノベーションシステムの構築」を掲げて、被災地域における特色や伝統を活かすなど、科学技術イノベーションを積極的に活用した新たな取組を優先的に推進し、ベンチャー企業等の活性化等による地域の復興、再生を速やかに実現していく必要があるとした。

その推進方策として、地域が主体的に策定する優れた構想の研究段階から事業化に至るまでの関係府省の施策による支援、優れた成果をあげている地域クラスターを自律的な成長の核となるような研究開発におけるネットワーク形成、人材養成及び確保、知的財産活動等に関する重点的な支援、被災地域等を中心とした関係機関との連携による特区制度を活

用した官民の関連研究機関が集積した新たな研究開発イノベーションの国際的拠点等の形成に関する検討等を行うとした。

これらを踏まえた2012年度予算では、大学発新産業創出拠点プロジェクト、復興促進プログラム等産学官連携による東北発科学技術イノベーション創出プロジェクト、地域新産業戦略推進事業、地域イノベーション創出実証研究補助事業、イノベーション拠点立地推進事業等が開始された。

3. 第4期基本計画策定以降の動向

3. 1 自民政権による科学技術イノベーション総合戦略・同2014・同2015

2012年12月に発足した自民政権では、3つの大きな政策として、金融政策、財政政策、成長戦略を掲げて、成長戦略の一環として、「科学技術イノベーション総合戦略」（2013年6月閣議決定）を策定した。

本戦略は、科学技術イノベーション政策の全体像を含む長期ビジョン及びその実現に向けて実行していく政策を工程表に取りまとめた短期の行動プログラムであり、中期計画である第4期基本計画との整合性を保つとされている。

基本的考え方として、2030年に実現すべき我が国の経済社会の姿に向けた3つの視点として、「スマート化」、「システム化」、「グローバル化」を掲げ、取り組むべき5つの政策課題をⅠ.クリーンで経済的なエネルギーシステムの実現、Ⅱ.国際社会の先駆けとなる健康長寿社会の実現、Ⅲ.世界に先駆け次世代インフラの整備、Ⅳ.地域資源を「強み」とした地域の再生、Ⅴ.東日本大震災からの早期の復興再生とした。

この中で、Ⅳ.地域再生では、地域の産学官が連携した研究開発や地域経済活性化の取組、科学技術イノベーションの活用による農林水産業の強化、生産技術等を活用した産業競争力の涵養やサービス工学による地域ビジネス振興が重点的取組課題となっている。

また、Ⅴ.東日本大震災復興再生では、地域産業における新ビジネスモデルの展開を図り、革新的技術・地域の強みを活かした産業競争力の強化等を推進するとしている。

2014年5月には、総合科学技術会議が総合戦略を踏まえて司令塔機能強化のためのイノベーション創出促進に関する調査審議事務等が追加されて、「総

合科学技術・イノベーション会議」に改組され、科学技術基本計画の策定推進事務が文部科学省から内閣府に移管された。

2014年6月に閣議決定された「科学技術イノベーション総合戦略2014」では、2013年版をレビューしながら適宜見直しを行い、取り組むべき5つの政策課題は踏襲しつつも、「IV.地域資源を‘強み’とした地域の再生」から「IV.地域資源を活用した新産業の育成」と変更された。

このIV.地域新産業育成では、成長エンジンとしての農林水産業育成、地域の活性化につながる産業競争力の強化が重点課題として示され、V.東日本大震災復興再生では、2013年版に引き続き、地域産業における新ビジネスモデルの展開を図り、革新的技術・地域の強みを活かした産業競争力の強化等を推進するとした。

これらを踏まえた2015年度予算では、世界に誇る地域発研究開発・実証拠点推進プログラム、マッチングプランナープログラム等が開始された。

なお、まち・ひと・しごと創生本部が設置（2014年9月閣議決定、創生法により法定本部）され、まち・ひと・しごと創生法（2014年12月施行）、「長期ビジョン」及び「総合戦略」（2014年12月閣議決定）、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」（2015年6月閣議決定）が策定された。

2015年6月に閣議決定された「科学技術イノベーション総合戦略2015」では、第5期科学技術基本計画との関係について、「中長期的な政策の方向性を基本計画において示すとともに、その方向性の下、毎年の状況変化を踏まえ、その年に特に重点を置くべき施策を総合戦略によって示すこととする」とされて、第1部 第5期科学技術基本計画の始動に向けた3政策分野（第1章 大変革時代における未来の産業創造・社会変革に向けた挑戦、第2章「地方創生」に資する科学技術イノベーションの推進、第3章 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を活用した科学技術イノベーションの推進、第2部 科学技術イノベーションの創出に向けた2政策分野（第1章イノベーションの連鎖を生み出す環境の整備、第2章 経済・社会的課題の解決に向けた重要な取組）として重点を置くべき5政策分野を掲げた。

この第2章「地方創生」に資する科学技術イノベーションの推進においては、(1)地域の特性に即したイノベーション推進による新産業・新事業の創出、

(2)中核企業等の支援による地域経済・産業の活性化（地域～国内外へのビジネス展開）、(3)地域のイノベーション人材の育成と活用による地方創生の推進を重点的取組とした。

これを受けて、総合科学技術・イノベーション会議に地方創生に資する科学技術イノベーション推進タスクフォースが設置され検討が開始された（2015年7月）。

3. 2 第5期科学技術基本計画中間取りまとめ

第5期科学技術基本計画中間取りまとめ（2015年5月）では、「5 経済・社会的な課題への対応」において、(1)持続的な成長と地域社会の自律的な発展③産業競争力、地域活力の向上として、国内・地域産業空洞化対応等の研究開発の課題例を提示するとともに「7 科学技術イノベーションシステムにおける人材、知、資金の好循環の誘導」において、(4)「地方創生」に資する科学技術イノベーションの推進の検討すべき4視点として、①地域に事業拠点を有し、国内外の市場で需要開拓する力を持つ技術に優れた中小企業（グローバルニッチトップ企業等）が牽引すること、②地域の中小企業、大学、国立研究開発法人、自治体等が集まり、地域内だけでなく、全国又は海外のリソースも活用したオープンイノベーションを推進する「場」があること、③画一的な施策ではなく、地域の真の強みに基づいた自律的なもので、地域に根付くこと、④成功事例等を相互学習することが掲げられている。

4. 地域科学技術イノベーション・システムの変遷に関する分析

4. 1 第4期科学技術基本計画まで

第1～3期科学技術基本計画等における地域科学技術イノベーション（地域科学技術・産学官連携）に関する政策について、先行研究では、科学技術基本法施行以前は「国主導型多極分散集積立地政策」（地域科学技術政策萌芽期）、科学技術基本法施行及び第1期基本計画期間は「国主導地域配慮型地域科学技術政策」（地域科学技術政策成長期）、第2期基本計画期間は「国主導地域提案型産学官連携地域クラスター政策」（地域科学技術政策発展期～地域イノベーション政策萌芽期）、第3期基本計画期間は「国主導地域提案型地域イノベーション・システム政策」（地域科学技術政策転換期～地域イノベーション政策成長期）と分析・定義[1]されて、研究開発機能集

積拠点形成に始まり個別の産学官連携支援施策からより総合的な地域のクラスター等イノベーション・システム形成まで発展成長的に展開がなされてきたと分析している[2]。

第4期科学技術基本計画では、民主党への政権交代に伴う行政刷新会議事業仕分け等における地域科学技術振興・産学官連携関連事業の廃止・大幅な見直しにより、優先順位等が大幅に低下していること等[2]を踏まえて、この期間を「地域主体国支援型地域科学技術イノベーション・システム政策」(地域科学技術イノベーション政策停滞期)と定義する。

4. 2 科学技術イノベーション総合戦略及び第5期科学技術基本計画中間取りまとめ

自民党への政権交代後の新たな基本政策である科学技術イノベーション総合戦略・同2014では、国家戦略である日本再興戦略・同改訂2014における地域重視の方針も踏まえて、地域再生・地域新産業育成が重要政策課題の一つとして取り上げられており、これまで同様に科学技術振興・イノベーション創出推進システムの一環としての「地域科学技術(イノベーション)」の位置付けに加えて具体的な対象分野・課題として、これまで科学技術政策では明示的な対象とされてこなかった農林水産業の強化、生産技術活用・サービス工学・ものづくりシステム最適化等産業競争力強化・地域ビジネス振興の科学技術によるイノベーション創出からビジネス展開までを含めたものとなっている[3]。

また、総合戦略2015では、まち・ひと・しごと創生関連戦略・方針等に従って第5期科学技術基本計画の始動に向けて「地方創生」のための地域科学技術イノベーションの推進がより明確に強調される等、第5期科学技術基本計画中間取りまとめの検討視点を踏まえて、地域特性・自律性、オープンイノベーションの「場」の構築、人材育成・活用等に加えて地域のグローバルニッチトップ企業等中堅・中小企業が中核となって牽引するといった事業化を想定した出口戦略指向が一層強調されている。

このため、第5期基本計画まで包含する期間を「地域主導国総合支援型地域科学技術イノベーション・システム政策」(地域科学技術イノベーション政策新展開期)」と定義する。

5. 今後の課題と展望

以上の分析を踏まえると、第5期科学技術基本計

画は中間取りまとめの検討視点が拡充されて、地域の特性に応じた自律的な地域主導の基本的考え方に基づき、販路開拓等ビジネス展開までを想定したグローバルニッチトップ企業等中堅・中小企業による牽引の支援、地域の人材育成・知財活用等を含む関係機関連携によるイノベーション創出のための「場」の構築等の環境整備支援等が掲げられると考えられる。

また、2016年度以降の総合戦略においては、これまでの総合戦略同様に具体的な分野について、地域資源活用による新産業創出から最終的なビジネス展開まで視野に入れた幅広い総合的な支援方策が検討されるべきである。

さらに、国立大学法人等の大学改革及び研究資金改革を踏まえつつ、地方大学の研究開発力・人材育成強化支援方策の検討が必要である。

なお、今後の課題は、効率的・効果的な地域イノベーション・システムの実現に向けてこれまでの地域科学技術関連施策の評価や地域経済分析システム(RESAS)を活用した地域経済の分析評価も踏まえた地域における「科学技術イノベーション政策のための科学(SciREX)」の活用による地域イノベーション創出過程・波及効果・投資効果の因果関係等の分析評価、これら分析評価結果の政策への具体的な反映方策、地方と国の関係の在り方等地方創生に関する政策動向の分析評価である。

(参考文献)

- [1]岡本信司, 第4期科学技術基本計画に向けた地域科学技術政策の課題と展望・地域科学技術政策の変遷を踏まえた分析, 研究技術計画, 24(2), 177 (2009)。
- [2]岡本信司, 政権交代による地域科学技術イノベーション政策の変遷における課題と展望, 研究・技術計画学会第28回年次学術大会要旨集, 648 (2013)。
- [3]岡本信司, 第5期科学技術基本計画に向けた地域科学技術イノベーション政策の課題と展望, 研究・技術計画学会第29回年次学術大会要旨集, 163 (2014)。
- [4]姜 娟, 原山優子, 「地域科学技術政策」の展開—欧米との対比に見る日本の場合—, 研究技術計画, 20, 63(2005)。
- [5]遠藤達弥, 近藤正幸, 日本の地域科学技術政策の変遷, 研究・技術計画学会第21回年次学術大会講演要旨集I, 441 (2006)。